

第2回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議 会議録

日 時	平成23年6月27日（月） 午前10時30分～午後12時30分
開 催 場 所	大和高田市役所4階 合同委員会室
出 席 者	出席 赤宗桂一委員、片桐直人委員、杵田定美委員、多田剛委員、宗田大輔委員、横山則夫委員、志野仁秀委員、村上裕委員、羽根康英委員 欠席 なし 参考人 植田係長 傍聴人 1名 事務局 澤井宏実、芳賀和恵、吉井護、米田和章、石田寛
片桐会長	皆さま、おはようございます。それでは、第2回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議を始めさせていただきます。まず初めに、事務局の方から議事進行の説明をよろしくお願ひします。
事務局（澤井）	本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは、会議次第に基づきまして、まず、窓口業務経験のある職員から日々の業務における不当要求行為等の事例を説明させていただきます。その後、フローチャートを用いまして制度全体のイメージを説明させていただいた後、条例素案の検討をお願いします。進行に関しましては、片桐会長にお任せしたいと思います。 それでは、よろしくお願ひします。
片桐会長	前回の会議である程度概要をご説明いただきましたが、赤宗副会長と相談いたしました、もう少し全体の流れといいますか、図式的にご説明いただいた方が議論も盛り上がるかなと思ひましたので、もう一度その趣旨に合わせて事務局の方から説明をしていただくことにしています。それから、大和高田市の現状把握というのもこの会議の重要な任務と考えますので、今現在、大和高田市でどういうことが問題になっているのかというところを合わせて確認したいと考えています。これから、議題に入っていきたいのですが、その前に多田委員の方から資料のご提案がありましたのでご説明いただきたいと思ひます。
多田委員	二つほど参考資料として、皆さんにご提案したいと思ひます。一つ目として、「鳥取県職員のコンプライアンス行動指針」ともう一つは、郷原信郎さんの「歪んだ法令遵守がクレマーを大量生産する」という資料です。提案させていただく理由として、コンプライアンスというものの意義と目標が分かりやすく書いてあります。職員がコンプライアンスに従ってどういう行動を執っていけばいいか分かりやすく書いてあります。意義として、やっではないけないことをやらないのは当然のこと、法令等に基づく適正な手続による職務の遂行を最低限の基礎として、その上で、法令により禁止されていなくともそれを行うことにより県民の信頼を損ねる行為を行わない。法令により義務化されていなくとも、それを行うことで県民の満足度が向上す

	<p>る行為を行う、ということが無意識に行えるように意識を高め、コンプライアンスの向上に取り組んでいきます。目標として、この取組により、県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にし、信頼のできる職員が働く信頼のできる職場にすることを目指します。もうひとつの資料の「歪んだ法令遵守がクレーマーを大量生産する」の中身ですが、法令遵守はかなり以前から言われていますし、これはアメリカからの流れだとは思いますが、この資料には、法に基づかない行政指導と非公式な調整で問題を解決してきた日本。今法令の社会的位置づけが急速に高まっているが、法令が社会の実態と乖離した状態は容易に解決できない。ところが、最近、法令違反者を違反の中身を問わずたきのめす風潮が蔓延している。こういうことについて、具体的な例を挙げて説明されています。参考になるかどうか分かりませんが、資料として提案しようと思います。</p>
片桐会長	<p>ありがとうございます。もちろん、法令遵守の意義というのは、形式的に法令違反を処罰することだけにはとどまらないはずで、それに基づいてより良い市政とか、より良い市民サービスを提供することだと思えます。ですので、今日お配りいただいた資料も参考にしながら、議論の方も深めていけたらなと考えています。それでは、議題1の不当要求行為等の具体事例の説明に入っていきたいと思えます。この議題については非公開で進めることが適切かと思えますので、非公開で会議を進めたいと思えます。では、具体事例の説明をお願いします。</p>
植田係長	<p>不当要求行為等の具体事例の説明を行った。(非公開)</p>
片桐会長	<p>それでは、議題2の制度全体のイメージの説明に移らせていただきます。事務局から議題2の説明をお願いします。</p>
事務局(米田)	<p>制度全体のイメージの説明として、従来の要綱による制度と今回制定を目指す条例素案の制度について、大きな柱となる「不当要求行為対策」と「公益通報制度」のフローチャートでご説明します。</p> <p>まず、従来の制度についてでございますが本市では、既に「大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱」「業務に関する要望等に対する職員の対応要綱」を施行しています。この2つの要綱は、不当要求行為等があった場合と、業務に対する要望、提言等があった場合に職員が執るべき対応を定めた要綱ですが、現時点において、これらの要綱に基づく記録、報告件数は0件という状況でございます。</p> <p>その原因としては、要綱を作っただけで終わり、きちんと制度の周知ができていなかったという点が大きいと思えますが、不当要求行為対策の仕組みにも問題があったと思えます。</p> <p>資料の現行の要綱のフローチャートを見たいと思います。</p> <p>現行の要綱では、まず、「不当要求行為があった場合は、所属長が直ちに必要な措置を講じるとともに、その都度、不当要求行為等発生連絡表により、所管委員を経由して委員長に報告しなければならない。」こととされております。</p>

そして、その報告内容については、「委員会でも内容を精査し、必要に応じて警察へ通報しなければならない。」となっております。

この仕組みの問題点としては、職員が不当要求行為を報告するのではなく、所属長の判断により委員会へ報告するということになっていきますので、不当要求行為を受けた職員自身が報告できないということです。

また、委員会に報告し、警察へ通報するとなると、所属長は、事が大きくなる、そこまでの事案ではないといった思いから報告をためらい、なんとか内部で解決しようという体制になってしまっていたと思われれます。そのため、問題事案が各所管で止まってしまい、委員会へ報告されないという結果になってしまっていたと思われれます。

そして、職員の中にも「不当要求行為」は、暴力的行為を振るわれるなどのかなりの悪質な要求という概念で定着し、現実そうそう起こるようなものでなく、日常業務における不当な要求に対しては、この要綱の適用範囲外という認識があったかもしれません。

次に、新しい条例素案のフローチャートを見ていただきたいと思います。こちらは、今回、制定を目指す条例素案のフローチャートになります。

この新しい「特定要求行為への対応」のフローチャートでは、まず、特定要求行為があった場合は、それを受けた者が記録し、監理監督者に報告しなければならないとしております。

ここで「特定要求行為」という新しい言葉、概念が出てきますが、先程も申し上げたとおり「不当要求行為」という概念のみでは、各所管が問題事案と判定するのをためらってしまうというおそれがあることから、「特定要求行為」という「不当要求行為」より範囲の広い概念を新たに設けることにより、問題事案が軽易な事案として各所管のみにとどまることのないように、幅広くすくいあげ易くなるような仕組みを執りました。

概要の13ページにイメージの概念図を見ていただきたいと思います。

具体的には「特定要求行為」を職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人を他者と比べて有利に扱うなど特別の扱いをすることを求める働きかけとし、「不当要求行為」を特定要求行為のうち、正当な理由なく職員に違法行為等を行うことを求める行為で、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力的行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものと定義しております。

フローチャートに戻っていただいて、新しい制度では、まず、特定要求行為を受けた「職員」が記録し、「管理監督者」へ報告します。次に、「管理監督者」が内部組織である「推進会議」へ報告し、そこで特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかの調査、審査を行います。職員は不当要求行為に対しては管理監督者への報告に代えて、直接「推進会議」へ調査の依頼を行うこともできます。

推進会議では、特定要求行為のうち不当要求行為に該当するものがある場合は、市長に報告し、不当要求行為者に対しては文書で警告し、場合によっては公表するという流れになります。

	<p>公表する場合は、文書で警告しているにもかかわらず要求を止めない場合など特に悪質な場合などを想定しています。</p> <p>ここで外部組織である審査会には、報告のあった特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうか推進会議が判断できないときの確認依頼に対し、該当性を調査、審査していただきます。また、定期的に特定要求行為の報告を受けるなど、外部機関として、この制度が適正に運用されているかどうかの確認をしていただくチェック機関の役目を担う形をとっています。</p> <p>次に、公益通報制度のフローチャートを見ていただきたいと思います。この通報制度は、現行の要綱等はなく、この条例による新たな制度となります。</p> <p>公益通報制度は、違法行為等があった場合や違法行為が生じるおそれがある場合、その事実を知り得ることのできる内部の者からの通報により、未然に防止あるいは早期に発見し、是正等の対策を執るものです。</p> <p>まず、市政運営上の違法行為等を発見した「職員等」は、人事課長又は審査会へ通報することができます。ここで「職員等」としているのは、市が委託、請負契約を締結している事業に従事する者や、過去に職員であった者など、市で働く職員以外の内部の事情が知ることができる方を含めるため「職員等」と定義しています。</p> <p>「職員等」が通報する場合は、人事課長と審査会の2つの窓口を設けておりますが、全て最終的には外部機関である審査会へ行く流れにしております。</p> <p>通報を受け付けた審査会は、受付内容を調査・審査し、審査結果を通報者に通知し、通報どおりの事実があると認めるときは、是正措置等について意見を付して市長へ報告します。</p> <p>報告を受けた市長は、違法行為等を是正し、再発防止のための必要な措置を関係所属へ指示します。もし、市長が必要な措置を執らないときは、審査会は公表することができます。</p> <p>最後に、これが一番重要なポイントになりますが、通報者が不利益な取扱いを受けないように保護し、違法行為等の是正措置の概要を公表します。</p> <p>この通報制度を設けることにより、市政に関する違法・不当な事実を隠さないという基本姿勢を明確にし、より一層の透明で適法かつ公正な市政運営を促進します。以上で、制度全体のイメージの説明を終わります。</p>
片桐会長	ありがとうございます。仕組みがよく見えてきたのかなと思います。
杵田委員	特定要求行為があれば、職員から管理監督者、管理監督者から推進会議に全て報告することになるかと思いますが、職員から記録、報告されたものを管理監督者は選択をせずに、全て推進会議に報告されますか。
事務局（米田）	原則として職員から特定要求行為の記録、報告があったものは、管理監督者の段階で、選別をせずに、全て推進会議に報告することを想定しております。
杵田委員	心配しているのは、管理監督者の段階で、これは特定要求行為じゃないよとなれ

	<p>ば、実効性が伴わないものになってしまうのではないかとということです。</p>
事務局（米田）	<p>特定要求行為は、管理監督者経由で推進会議に報告することになっていますが、職員がこれは特定要求行為ではなくて、不当要求行為だと判断すれば、直接推進会議に調査を依頼できる仕組みにもなっていますし、特定要求行為に関しても、管理監督者の段階で揉み消されることのないように新たな制度を作ったつもりです。</p>
秋田委員	<p>分かりました。公益通報制度なんですが、公益通報者の不利益な取扱いからの保護と書いてありますが、これが一番重要な制度だと思います。</p>
事務局（米田）	<p>職員が通報したことによって、不利益な取扱いを受けたと判断したとき、その是正措置の報告を審査会にできるような形を執っております。</p> <p>審査会は、職員から不利益な取扱いを受けたと申立てがあれば、通報通りの事実があると認めるときは、市長に対して是正措置等について意見を付して報告する仕組みになっています。</p>
秋田委員	<p>分かりました。</p>
横山委員	<p>特定要求行為と不当要求行為を分けずに、全て不当要求行為に一本化できないのかというのが一つと、もう一つは、推進会議に報告するということですが、審査会の間に推進会議を入れてしまうと、審査会に上げるべき事案が推進会議で揉み消されたりされはしないかと、むしろ推進会議を設けずに、直接審査会に報告できる仕組みの方が他市の参考を見ても多いのではないですか。</p>
事務局（米田）	<p>そのやり方も検討したのですが、まずは、庁内の組織で対応したい。また、審査会に報告するとなると、ためらう要素になったりもするので、現状今の報告が、0件というのもありまして、まずは、内部の組織で検討することで、職員の方も上げやすいのかなと考えています。また、特定要求行為という不当要求行為より概念を広げて上げやすい仕組みにしていますので、記録、報告を推進会議で広くすいあげたいというのがありますのでこういう形にしています。</p>
横山委員	<p>なるべく市民に対して分かりやすい条例を作っていた方がいいと思います。</p>
片桐会長	<p>それに関連して、推進会議が不当要求行為の是正措置を市長に報告するのではなくて、審査会が不当要求行為の是正措置の報告を市長に対しの方がすっきりするんじゃないですか。</p> <p>あるいは、職員からの不当要求行為の調査依頼に関しても推進会議を経由するのではなくて、審査会に直接上げていただく方がいいんじゃないですか。</p>
事務局（米田）	<p>それでもいいのですが、そうすると審査会の負担が増え、何でもかんでも審査会</p>

	<p>を通るとなると、審査会が多くて月1回ぐらいと考えているのですが回数を増やす必要が出てくるのではないかと思います。</p>
片桐会長	<p>特定要求行為の記録、報告ではなくて、不当要求行為の是正措置の仕組みの話なので、それ自体の件数が少ないのであれば審査会を通す方が公正という感じがするのですが。</p>
事務局（米田）	<p>一度検討してみます。</p>
宗田委員	<p>公益通報制度の関連で特定要求行為があったときは、職員は管理監督者に報告しなければならないと義務化されているんですね。</p> <p>しかし、公益通報の場合は、通報をすることができるようになっていて、あくまで、しなくてもいいと読めるんですね。通報しなければならないの方が、実効性があると思うのですが、あえて書いていない理由があるのですか。</p>
事務局（米田）	<p>公益通報となりますと、その事実が確実であると確信をもった段階でしていただくことを想定しています。公益通報制度を悪用される可能性もありますし、通報については大和高田市の不正を暴くこととなりますので、通報者の保護が図られて成り立つ制度であり、万一にも間違いがあってはなりませんので、義務化はせず、慎重に運用したいと考えています。</p>
宗田委員	<p>公益通報の定義で、職員等が法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思量することについて通報することを規定してありますが、ほとんど違反があつてからか違反が行われる寸前であるとなっていますよね。私の感覚では、将来違法行為のおそれがあるなら、事前に芽を摘んでおかなければならないと思うんです。限定しすぎじゃないですか。</p>
事務局（米田）	<p>もちろん、起こる前に通報して未然に止めるのがいいのですが、なかなかそれよりも前となりますと、証拠がないとか、そんなつもりはなかったよと言われればそれまでですので、ただ、違反が生じているときはもちろん通報できますし、その前でも通報できることになっています。</p>
片桐会長	<p>ただ、石巻市はまさに生じようとしているという文言はないですね。細かい文言は、また後で議論しましょう。</p>
秋田委員	<p>審査会の窓口は、誰になっているのですか。</p>
事務局（米田）	<p>審査会の委員さんに文書で直接通報することができるということになっております。</p>

杵田委員	委員さんは3名おられますね。そのどなたかの委員にということですか。
事務局（米田）	今、文書での通報ということで限定して考えておりますので、委員さんには、連絡先をお聞きして、公開という形で載せさせていただきます。大和高田市の不正があった場合は、ここに郵送若しくはFAXという形で通報することを考えています。メールを認めるかどうかについてはまだ決めていませんが、大和高田市の不正を通報することになりますので、外部機関である審査会へ通報し、内部で止めないということを考えています。
杵田委員	不当要求行為の場合はどうなりますか。推進会議がワンクッションとしてありますが、各部長で構成されているのですか。
事務局（米田）	特定要求行為があった場合は、管理監督者を通じ推進会議へ報告するとしております。この推進会議は、全部長で組織することを規則案で定めていますが、月1回程度を考えております。それぞれの担当部長が、それぞれの担当の不当要求行為について報告、審議する場として推進会議を考えています。
杵田委員	管理監督者からすれば直属の部長へ報告するわけですね。となると、推進会議のメンバーは、推進会議があるまでは特定要求行為があったかどうか分からないわけですか。
事務局（米田）	いいえ、緊急性を要する場合は、すぐに招集する場合があります。不当な要求を受けて1か月後では対応が遅いと思いますので、これは随時行う場合と、定期報告を受ける会議は月1回ぐらいを想定しています。「このような特定要求行為を受けています」などの報告の情報の共有化を図るためにも、複数の所属で特定要求行為をされている可能性もありますので、同じように対応するように、基本としては、特定要求行為に対してはきげんと拒否しなければなりません、その対応方針を組織として協議する会議として考えております。
多田委員	推進会議の会長は誰ですか。
事務局（米田）	規則案で規定していますが、副市長が委員長になります。
杵田委員	管理監督者を通じて報告が上がってきた場合は、速やかに情報の共有化はできるわけですね。
事務局（米田）	そうですね。
杵田委員	部長級の方は何人おられますか。

志野委員	11名です。
秋田委員	その部長さんについては、すぐに情報の共有化はできるわけですね。
事務局（米田）	緊急性を要する場合は、必要な部長のみで集まって、すぐ対応しなければなりません。それ以外は、月1回ぐらいの定期報告で審議していただくことになります。
秋田委員	これは、また後で言う機会があるのかもしれませんが、事前に送っていただいた規則案の中で、第9条に「大和高田市公正職務推進会議は、委員長、副委員長及び委員により組織する。」第2項に「委員長は、副市長をもって充てる。」第3項に「副委員長は、企画政策部長をもって充てる。」とありますが、第10条第3項で「推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とありますが、これはそのとおりですか。言いたいことは、開催できるかできないかのギリギリのときに委員長、副委員長が定足数にカウントされないことになると思います。
片桐会長	これは、議事定足数なので、委員長、副委員長も入ってくるのではないですか。
秋田委員	「開くことができない。」とありますよ。
事務局（米田）	そうですね。
秋田委員	委員長、副委員長が出席であっても、委員さんの過半数がなければ開くことができなくなりますが。
事務局（米田）	そうですね。今の規則案では、少数で集まっても開けません。過半数は出席していただかないと開けないとさせていただいています。
秋田委員	それは分かるのですが、委員の過半数というのが、おかしいのではないですか。
事務局（米田）	表現ですか。
秋田委員	なぜ、開く場合に、委員長と副委員長を含めた過半数になっていないのかなと思います。
片桐会長	この中に含まれていますよ。
秋田委員	いいえ、第9条第1項で「委員長、副委員長及び委員により組織する。」と規定してありますよ。「委員」と「委員長」と「副委員長」を分けて表現されていますよ。

片桐会長	確かにそういう意味では、文言があまりかもしれませんね。
秋田委員	審査会の方は委員の中から委員長を互選するということになっていますので、委員長も委員の一員ですが、こちらの推進会議の委員についてはそうになっていません。
事務局（米田）	そうですね。この規則案の第9条の表現については、改めさせていただきます。
片桐会長	あくまで我々の任務は、まず条例案を作ることですので、規則案についても可能な限り見ていきますが、まずは、条例ということで進めていきたいと思います。
事務局（米田）	今のご指摘の部分については、また変えさせていただきます。
片桐会長	細かい文言の部分はこの後の会議でも、いくつか検討したいと思いますが、まず全体の流れとして、先程大きく特定要求行為の連絡の仕組みと不当要求行為を分けるのかどうかが出ましたが、これは大きな仕組みに関わることで、これをまずこのままの素案とするか、これを分けるのか大きな方針をここで決めたいと思いますがどうでしょうか。ここを決めないと文言の調整に入れたいと思います。
事務局（米田）	そうですね。特定要求行為対策の流れの中で、推進会議を置く、置かないが変わりますと大きく内容が変わります。
片桐会長	特定要求行為の報告を推進会議へ上げていく仕組みの中に不当要求行為の報告も含まれている状態で、推進会議が審査会へ上げる、市長へ上げるという流れなんです。私の意見としては、横山さんの意見も汲んでですが、ご提案申し上げたいのが、不当要求行為は全て審査会へ報告すると、それを報告するのは、職員であり推進会議である方が流れとしてはきれいかなと思います。
宗田委員	私は、分けておいた方が良いのかなと思います。先程の窓口の例でも、市役所側がトラブルをおおっているようなところもあると思います。ある程度の文句を言うことや、不当な要求に当たる行為があったとしても、そういった言動もある程度は仕方がないのかなと思います。何でもかんでも全て上に上げていくのもどうなのかなと思います。社会的に常識を逸脱したものについてのみ上に上げていく方が私は良いと思います。
片桐会長	仕組みとしては、原案は、それに近い仕組みになっていると思います。今は、全て推進会議を経由するという仕組みになっていますが、これは果たして妥当かどうかということですが。
赤宗副会長	審査会の役割ということで言いますと、推進会議で全て行う特定要求行為と不当

	<p>要求行為の線引きというのが問題になってくると思いますが、この素案の制度でいきますとおそらく審査会は、このような措置を行いましたという報告を市長の方から年に1件あるかないかの状態になりかねないと思います。やはり、全部の情報をですね、職員から管理監督者へいった全記録を年1回くらいを見る機会があった方が、全てを見るというよりむしろ集約されたものでも構わないのですが、そうでなければ、そういったチェックの役割がないとですね、審査会が何をするのかということになりかねないと思います。もし、この制度でやるということであれば、審査会の役割としてももう少しチェックする範囲を広げた方が良いのかなと私は感じています。</p>
片桐会長	<p>私の考えは赤宗先生のご意見と少し違うのですが、審査会の役割が第三者機関であるというのに意味があると思います。推進会議から直接、市長へ報告が上がって、そのまま警告が発せられて公表されてしまうと、不当要求行為者の権利保護の関係から問題があるのではないかと思います。市の内部局で措置が決定され、最終的に公表されるとなると大きな制裁になると思います。それは1回第三者機関を通すべきだと思います。</p> <p>審査会へ措置の内容を報告するとなっていますので、事前に諮問しているのではないので、どのタイミングで審査会を通すかですが、少なくとも1回は審査会を通っているというのが必要なのではないかなと思いますね。</p> <p>そういう意味で、推進会議の上の仕組みと、推進会議の下の仕組みを二つに分ける方がよいのかなあとと思います。</p>
事務局（米田）	<p>推進会議と市長の間に審査会をもってくるといったイメージですか。</p>
横山委員	<p>管理監督者から「推進会議」をなくして、審査会に直接報告すればいいのではないかと思います。</p>
片桐会長	<p>多分、事務局としては、推進会議という情報共有の仕組みとしては、必要なんだということなんでしょうね。ただ、横山委員がおっしゃるように、管理監督者が直接審査会に報告できる仕組みもあっていいのではないかと思います。職員も直接審査会に報告できる仕組みがあってもいいと思いますけどね。</p> <p>それほど大きく制裁に踏み出すとかということではなくて、これどういう風に解決しましょうかねといったことだとは思いますが。情報をためていきたいってことなんですよね。</p>
事務局（米田）	<p>もちろん脅しじゃないんですけど、公表するよっていうのは入れてあるんですけど、確かに会長がおっしゃるように、勝手に市の判断でするより、審査会を通す方がいいかもしれませんね。</p>
片桐会長	<p>そうですね。他市がどういう状況か分からないんですけど。</p>

事務局（米田）	基本的に暴力を振るわれたら警察とか、特に悪質な場合は、文書でとりあえず警告して、それでもやめない場合は、公表という制裁を考えています。
片桐会長	大きく仕組みが変わってしまってもどうかなとは思いますが。
赤宗副会長	不当要求行為の程度のイメージが少し分かりにくいんですよね。 例えば、お前の家について殺すぞとか言われた時点で、脅迫で即告発でいいと思うんですが文書で警告や公表というのはどの程度までの不当要求のことなんですかね。
事務局（米田）	殺すとは言わないまでも、じわりと背景をにおわせながら、なんとか要求を通そうとする行為を想定しています。
赤宗副会長	イメージがしづらいですね。
事務局（米田）	特定要求行為の事例として、税の減免でありますとか、守秘義務情報の提供要求や許認可の要求などが該当すると考えています。 このような要求があれば、特定要求行為として報告義務が課せられることになり、暴力行為等によりなされたものと判断がなされれば、不当要求行為であるということになります。
片桐会長	例えば、審査会がこれは警察に言うべきだと勧告はできないんですか。
事務局（米田）	もちろんできます。
赤宗副会長	でも審査会には、事後的にしか上がってこないですね。 例えば、公表という不利益処分に対して、審査会の役割が1年後にそういうのがありましたか、という程度になってしまわないかなと思います。
事務局（米田）	実際には、審査会と警察と市と、もう少し密接な情報共有はされていくとは思っています。
片桐会長	割と大きな仕組みのところで論点が多くでできましたが、時間もございますので、次回は審査会と不当要求行為の所をすっきりと整理していきたいと思います。 審査会上げる提訴権者を誰にするか「推進会議」にするのか、職員や管理監督者でも、直接上げれるようにするかということも含めて整理していきたいと思います。
事務局（米田）	フローチャートの推進会議の場所が、審査会になって、別に推進会議を置く方が

	いいということですか。
片桐会長	その方がいいのかなと。
事務局（米田）	しかし、少し懸念があるのが、全て審査会上げていくことになるとうろかなと思ふのですが。
片桐会長	特定要求行為を全部審査会上げろと言っているのではなくて、不当要求行為だけを、職員や監理監督者でも直接審査会上げさせてあげる権利を認めてあげてもいいかなと思ふのですが。
多田委員	特定要求行為や不当要求行為を、みんなに知らせるのが目的なんですか。
事務局（米田）	いえ違います。行為を未然に防ぐというのが最大の目的で、特定の人に特別な扱いをしないように、組織として歯止めをかけるのが目的です。
片桐会長	特定要求行為に関しては内部組織で職務を改善して対応していく仕組みが欲しい、不当要求に関しては断固として突っぱねる仕組みが欲しい、それに屈しそうになればそれに対応できる仕組みが欲しいという3本柱なんですね。
赤宗副会長	措置の部分で、刑事事件だと刑事告発、刑事事件までにならない嫌がらせだと仮処分を打つとか、ここに用意されているのは、公表だけですので、最後の出口をどうするか検討する余地があると思ふます。
片桐会長	その辺のすみ分けは、別途考えていかなければいけないのかなと思ふます。 今日はこの辺で終わらせていただいて、次回なんです、7月11日10時30分からということにさせていただきたいと思ふます。 それでは、本日は長時間に渡ってありがとうございました。

--	--